

第 394 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 11 日 14 時 00 分～19 時 30 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 1 階 第 1 会議室
3. 通知年月日 令和 7 年 3 月 4 日
4. 告示年月日 令和 7 年 3 月 4 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、阪口係長
(県) 対馬振興局水産課 濱口技師、野垣技師
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議 題
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
第 2 号議案 長崎県漁業調整規則第 11 条第 5 項及び 7 項に基づく許可の基準の改正について (諮問)
第 3 号議案 長崎県漁業調整規則第 10 条及び第 20 条に基づく処分の基準の改正について (協議)
第 4 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
第 5 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)
第 6 号議案 長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 5 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」の策定について (協議)
第 7 号議案 対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について
9. その他
10. 議 事

(14 時 00 分 開始)

事務局

本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。
本日は、議案、加えて、その他を説明するため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介いたします。
対馬振興局水産課 濱口技師でございます。同じく、野垣技師でございます。

会 長

それでは、これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、
私から指名いたします。「川本委員」と「船津委員」にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、7 つの議案と 5 つの報告等でございます。

それでは、第 1 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)」を上程します。

	事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 まず、資料 P. 2 をご覧ください。 (諮問文朗読)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 ご意見等ないようですので、第 1 号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することに、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。 続きまして、第 2 号議案 「長崎県漁業調整規則第 11 条第 5 項及び 7 項に基づく許可の基準の改正について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 まず、資料 P. 9 をご覧ください。 (諮問文朗読)
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 ご意見等ないようですので、第 2 号議案 「長崎県漁業調整規則第 11 条第 5 項及び 7 項に基づく許可の基準の改正について（諮問）」は、原案のとおり改正して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、第 2 号議案については、原案どおり改正して差し支えない旨、答申することに決定します。 続きまして、第 3 号議案 「長崎県漁業調整規則第 10 条及び第 20 条に基づく処分の基準の改正について（協議）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 まず、資料 P. 18 をご覧ください。

	(諮問文朗読)
会 長	ただいま事務局から説明がありました、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	調整規則に罰則が規定されていますが、今回の変更でその罰則は変わらないのか。
事務局	今回の変更は刑法の改正に伴う置き換えであり、変わりません。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 3 号議案 「長崎県漁業調整規則第 10 条及び第 20 条に基づく処分の基準の改正について（協議）」は、原案どおり改正して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、第 3 号議案については、原案どおり改正して差し支えない旨、回答することに決定します。
	続きまして、第 4 号議案 「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 まず、資料 P. 25 をご覧ください。 (諮問文朗読)
会 長	ただいま事務局から説明がありました、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	対馬海区では 2 kg 未満の小型マグロの漁獲を取りやめるようになった。長崎県内の他海区の状況はいかがか。
事務局次長	県内で足並みをそろえるのは非常に重要。それゆえ、7 海区会長会でも議論がなされているところ。五島海区では対馬と同じく、2 kg 未満は再放流を積極的に行っていこうとしている。壱岐海区はこれから検討していく。他の海区についても 7 海区会長会を基調として、足並みをそろえていくことが重要ということで、今後も粘り強く協議が進められていくことになる、と聞いている。
植木委員	わかりました。
会 長	他にご意見等ございませんか。

	ご意見等ないようですので、第４号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第４号議案については、変更して差し支えない旨、答申することに決定します。 それでは、第５号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 まず、資料 P.86 をご覧ください。 （諮問文朗読） なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。 （局水産課より概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 ご意見等ないようですので、第５号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は、諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに決定します。 続きまして、第６号議案「長崎県資源管理方針別紙１－１第５及び同別紙１－２第４の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。 まず、別冊の第６号議案の資料 P.2 をご覧ください。 （諮問文朗読） なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します。 （局水産課より概要説明）
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

植木委員	漁獲量が9割5分を超えた時採捕停止命令を出すことになっていると思う。それゆえ、5%が残る。その5%が残ることで、長崎県の漁獲枠が減らされるということはないか。これは大きな問題と認識している。
事務局	国で示してあるが、当初配分量の10%は次の管理年度に繰り越せるので、残りが5%であれば、10%以内なので漁獲枠が減らされることはありません。
植木委員	それは本当か。過去、減らされたことがあると聞いたが。
事務局	クロマグロ調整会議で宮崎会長が1%減らされているとおっしゃられていた件だと思うが、別の件が原因です。
植木委員	管理するのは大変だと思うが、出来れば97%でも、98%でも獲れた方がいいと私は考えています。
事務局次長	補足です。長崎県は2,500隻近い承認船があり、対馬海区だけで950隻程度と非常に管理が難しい中、厳しい管理をしています。 平成27年から試行TACが始まり、平成30年からTACが始まったのですが、その中で最初はかなり厳しい9割5分という設定で運用してきました。そして、10年近く経ち、高度な管理ができているということもあり、今回小型魚については9割5分の漁獲があった場合、採捕停止を「する」という規定であったものが、「できる」という規定に変わり改善を図るようにしている。一方で、毎年9割5分獲っているかということ、そうではなくて、そもそも小型魚が獲れなかった年もあった。そういった中で、長崎県が1%減とされる結果となったのかもしれない。それはそれで資源の話でしょうがないとは思いますが、管理が高度化する中で漁協の皆さんの協力の元、漁獲が積みあがった際は漁獲報告がきちんとなされる体制が整っておりますので、そういったことを踏まえて、「できる」規程に変更し、もう少しギリギリまで獲れるような改善を図ろうとしているということです。
植木委員	長崎県が頑張っていて遵守している中、少しでも沿岸漁業者に利益になるような方法でしてほしいと思っているところです。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第6号議案「長崎県資源管理方針別紙1－1第5及び同別紙1－2第4の別に定める「くろまぐろ」の策定について（協議）」は、原案のとおり策定して差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
会 長	ご異議ないようですので、第6号議案については、原案のとおり変更して差し支えない旨、回答することに決定します。

	続きまして、第 7 号議案 「対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	対馬海区アマダイ資源回復計画作成協議会会長から要請文がきておりますので、朗読させていただきます、その後説明いたします。 まず、資料 P. 101 をご覧ください。 (要請文朗読)
会 長	ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
神田委員	これは承認隻数の制限はなかったか。
事務局	現時点では、隻数制限について、委員会指示内の文言に記載はないものの、資源管理といった内容を鑑み、一定の制限をかける必要があると考えており、検討をしているところです。
神田委員	対馬の延縄漁業者はこの委員会指示に基づき、規制海域内外問わず、第 2、4 金曜日は休漁日として浸透しているという状況であり、それに合わせて漁協も会議を入れたりしている。是非発出をお願いしたい。
事務局次長	指示上は規制海域内で制限をかけていることになっているので、そこを主漁場とする上対馬、上対馬南は、お休みされていると思います。美津島町高浜、美津島町、豊玉町漁協は第 2、4 金曜日は規制海域内での漁は絶対に休む。ただし、規制海域外の自分たちの目の前の東側沿岸で釣りをする分は地区の取り決めの中でやっていただくことになっておりますので、ご協力をよろしくお願いします。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 7 号議案 「対馬海域アマダイ資源管理に係る委員会指示発出の要請について」は、指示原案のとおり対馬海区漁業調整委員会指示を発動することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、第 7 号議案については、指示原案のとおり対馬海区漁業調整委員会指示を発動することに決定します。 以上で本日の議題は終了しました。 続きまして、「その他」といたします。 その他 (1)「令和 6 年対馬海区漁業調整委員会指示第 1 号にかかる承認実績等について (報告)」について、事務局の説明を求めます。
事務局	資料 P. 124 をご覧ください。(概要説明)

会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
会 長	続きまして、その他（２）「令和４年対馬海区漁業調整委員会指示第４号にかかる承認実績等について（報告）」について、事務局の説明を求めます。
事務局	資料 P.126 をご覧ください。（概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	磯釣りで撒き餌釣りをすることに対して、地元の人から迷惑になるとうちの漁協で声が上がっている。その漁協が、入漁制にするなどして迷惑料を取ることはできないか。
事務局	現時点で、対馬で入漁制などお金をとっているところはない。内水面で管理がなされている場所で、入漁制度をとっているところがあるが、海では事例を知らない。
植木委員	遊漁の人達は複数でやってきて、磯が荒れる。そういったことを防ぐため、せめて、お金を取るなど海区調整委員で議論をした方がよいのではと考えている。
二宮委員	この委員会指示の中にこのようなことはないのか。
事務局	ありません。
二宮委員	地元の漁協と遊漁船の方との取り決めをしない限り、県は取り締まりをする立場にないのだろう。
事務局次長	公有水面という考え方と魚一つ一つに名札がついているというわけではないので「魚は誰もの者なのか」という考え方もある。一方で、漁業者が放流をしたり、資源管理をしているのは事実としてある。そういったことを踏まえて、同じような話になるかもしれないが、「漁業者も頑張って管理をしている中、ここで釣りをするの控えてほしい」など、粘り強く言っていけないといけないかなと考えている。昔、北松で湾を網仕切りして、魚を釣らせるといったことが行われていた。業として行っていたものに対価を払うということは可能かと考える。海は線が引かれていたりするわけではなく、内水面とは異なる。内水面は管理ができるので、増殖行為をやりながら、遊漁料をとっているという事例がある。
植木委員	せっかく放流している魚を獲られるのは腹立たしいところがある。
船津委員	私たちの漁協には３隻瀬渡しをしている船がいる。ただで漁業権を与えるのはおかしいじゃないかということで、理事会で決めて、迷惑料として遊漁船１航海につき 20,000 円の料金であり、その内 1,400 円を漁協に支払う

	ようにしている。夏は 20 日/月位もらっている。もらってはいるものの、大きな顔をして「支払いさえすれば、何やってもいいだろう」と考えられるのを懸念している。規制を考える中で難しい問題。
植木委員	うちの組合は、組合員がやっているダイビングと遊漁は水揚げ手数料の 6 %を取っている。非組合員がうちの海区に来るので、困っている。厳原は他の地域から来ているので、相当困っているのではないかと考えている。
二宮委員	止めようがない。水産庁が外規法を取り払う前は足かせのようになっていて商売はしていなかったようだが、取り払われて一気に増えていっている状況。同じく「遊漁料を取ったら、認めることになるのではないかと」と役員会で議論があり、そこまでは踏み込まず、注意喚起しかしていない。今後、増えていけば、魚を獲られるなどの弊害があるわけで、一定の料金を取っていかないといけないと考えている。遊漁船業者がそれに応じてくれればよいが、なかなか応じてくれない。難しいですよ。
水主川委員	私たちもそう。韓国からの船便が増えていて、それに合わせて、うちの地区では寝泊まりさせながら小船で遊漁させようとしている者がいる。10 年くらい前に漁業法か何かで外国人が撒き餌釣りをすることを禁止した法律があったと思うが、そういうものを前面に出して、制限ができないか。これは簡単なようで難しい問題だ。
植木委員	その法律は改正されたように思う。
事務局	その法律は外規法であり、その中で、外国人は撒き餌釣りができないよう定められていたが、先月 2 月 7 日に改正され、外国人も撒き餌釣りができるようになった。
二宮委員	日本人も外国人も同じ扱いになった。
阿比留委員	うちは立て看板作ってますよ。日本語と韓国語で。
会 長	続きまして、その他（3）「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告（対馬海区）について（報告）」について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容については、対馬振興局水産課より説明をいたします。 （対馬振興局水産課 概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。 続きまして、その他（4）「令和 6 管理年度におけるさば類の知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）」について、事務局の説明を求めます。

	内容については、引き続き、対馬振興局水産課より説明をいたします。 （対馬振興局水産課 概要説明）
神田委員	あと 2 ヶ月しかないが、総量規制になる可能性はあるのか。
事務局	さば類に関しては、3 か年の平均を見ると、対応が可能な量で推移している。大量に来遊があった場合は、国の関係者と融通をしあって漁獲枠を超えないように管理をしていくことになる。
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。続きまして、その他（５）「令和 7 管理年度におけるまいわしの知事管理漁獲可能量の追加配分（報告）」について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容については、引き続き、対馬振興局水産課より説明をいたします。 （対馬振興局水産課 概要説明）
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
植木委員	倍増しているでしょう。長崎県の中型まき網の資源管理として、これで資源管理が可能なのか。
事務局	当初の数量が 2 倍となっている中、資源管理ができているかとの問いでよいか。
植木委員	はい。
事務局	当初配分を検討する時は、大臣許可と漁獲量の 8 割を占める都道府県のシェアを基に配分されるので、どうしても少ない数量が割り当てられています。融通により大量の枠が追加されていますが、これは関係者間での話し合いに基づき、国の留保枠から追加配分されたものであり、国の TAC を超えることはなく、適切に資源管理できていると考えている。
植木委員	長崎県の中で大まきは、全国に割当てられた量を対馬の海に来て、獲っているわけですね。そうなってくると資源管理なんてできなくなるのではないかと考える。回遊する魚だから一概には言えないが。今、対馬で獲れるから良いが、持続可能な漁業を目指すなら、その点も長崎県は考えるべきではないかと思っている。
事務局次長	いわしについては数量明示県に久しぶりになったところ。最初にどうしてもシェアで割り振られるので、長崎県の当初数量は 24,000 トンであった。しかし、今の漁場の形成上、長崎県でこれからも漁獲の見込みがあり、国の漁獲枠を絶対に超えない中で、留保枠から長崎県に配分されているところ。数字だけ見れば、倍増しており、本当に管理がなされているのかと疑問にもたれるところもあるかと思いますが、全体の対馬暖流系群の中で管理はされている状況です。

植木委員

対馬ではここ 2, 3 年いわしは西も東も本当に多い。多いのはわかっているが、さばにしても北側に来たり西側に来たりしている。資源管理のせい
か近年定置にも少しずつ入るようになってきている。こういった状況を持
続させるために、大事じゃないかと考えている。地元の漁業者が声を上げ
て初めて中央にそれが届くという考えの元、お話しした。何も言わなけれ
ば、それでうまくいったとしか思わないじゃないですか。

会長

委員の皆様、県から何かございませんか。

それでは、以上をもちまして、第 394 回対馬海区漁業調整委員会を閉会い
たします。

ご審議ありがとうございました。

(19 時 30 分 終了)